

福祉特集号

平成30年1月下旬号別冊

市のさまざまな  
福祉サービスをご紹介します

年々、少子高齢化が進む中で、市では地域社会において  
すべての人が生きがいを持って明るく、楽しく、  
健康で自分らしく暮らせるまちづくりを目指しています。



高齢者福祉  
介護・高齢福祉課

☎354-8170 FAX354-8280

✉kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp

〈相談窓口〉

在宅介護支援センター

身近な地域で、高齢者の介護・福祉・医療などに関する相談に応じられるよう、市内26カ所に在宅介護支援センターを設置しています。福祉・医療の専門職が、無料で相談に応じ、必要なサービスの調整や申請の代行などを行います。

お困りのことがあるときは、まずはお住まいの地域を担当する在宅介護支援センターにご相談ください。

地域包括支援センター

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の専門職種や認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置し、在宅介護に関する専門的な相談に応じるとともに、介護予防のための支援を行います。  
(担当の在宅介護支援センター、地域包括支援センターは本号6ページをご覧ください)

〈介護保険によるサービス〉

65歳以上の人（第1号被保険者）が、介護が必要になったときや、40～64歳の人（第2号被保険者）が国が定める特定の疾病が原因で介護が必要となったとき、要介護・要支援の認定を受けると、介護の程度によってさまざまな介護サービスを利用できます。原則、費用の1割または2割を負担していただきます。介護サービスには、居宅サービス、施設

サービス、地域密着型サービスがあります。

また、要支援の認定を受けた人、65歳以上で基本チェックリストにより一定の条件に該当した人（事業対象者）は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用できます。

これらのサービスの利用や要介護認定申請などに当たっては、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、または居宅介護支援事業所のケアマネジャーにご相談ください。

◆介護サービス◆

— 居宅サービス —

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、食事などの介護を行います。

※利用できるのは、要介護1以上の人に限ります。要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サービスの訪問型サービスを利用できます

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで訪問し、入浴介護を行います。

訪問看護

看護師などが自宅を訪問してケアを行います。

訪問リハビリテーション

専門職が自宅を訪問してリハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師などが自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。

●施設へ通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で入浴、食事などの介護や機能訓練を日帰りで行います。

※利用できるのは、要介護1以上の

人に限ります。要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サービスの通所型サービスを利用できます

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などでリハビリテーションを日帰りで行います。

●短期間入所して利用するサービス（ショートステイ）

短期入所生活介護

施設へ短期間入所して、入浴、食事などの介護が受けられます。

短期入所療養介護

介護老人保健施設などへ短期間入所して、機能訓練や介護が受けられます。

●在宅での介護を支えるサービス

福祉用具貸与

車いす、歩行器などの福祉用具を貸与します。軽度の人については、一部利用制限があります。

福祉用具購入費の支給

入浴補助用具など日常生活に必要な福祉用具を購入するときに、後日購入費用の原則9割または8割分を支給します。購入前に申請してください。（年間10万円まで）

住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行うときに、後日改修費用の原則9割または8割分を支給します。工事前に申請してください。（1人上限20万円）

●在宅に近い環境で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居して入浴、食事などの介護が受けられます。

— 施設サービス —

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅での介護

が困難な人が入所して、介護が受けられます。

### 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人が在宅復帰できるように入所し、リハビリテーションを中心としたケアが受けられます。

### 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が入所し、ケアが受けられます。

※介護老人福祉施設に新規に入所できるのは、原則として、要介護3以上の人、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に新規に入所できるのは、要介護1以上の人に限ります

## — 地域密着型サービス —

### 地域密着型通所介護

小規模な通所介護施設（定員18人以下）で、入浴や食事などの介護、機能訓練を日帰りで行います。



※利用できるのは、要介護1以上の人に限ります。要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サービスの通所型サービスを利用できます

### 認知症対応型通所介護

通所介護施設で認知症の人を対象に、専門的な介護を行います。

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活をしながら介護を受けます。

※利用できるのは、要支援2以上の人に限ります

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に行います。

※利用できるのは、要介護1以上の人に限ります

### 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、なじみの関係の中でサービスを提供します。

### 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、柔軟にサービスを提供します。

※利用できるのは、要介護1以上の人に限ります

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所して、介護サービスを利用します。新規に入所できるのは、原則、要介護3以上の人に限ります。

## ◆介護予防・生活支援サービス◆

要支援1・2または事業対象者の認定を受けた人が利用できます。

事業対象者の認定を受けるための基本チェックリストを用いたチェックは、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、介護・高齢福祉課の窓口で行います。

サービスを利用するには、介護サービス同様ケアプランが必要になりますので、お近くの地域包括支援センターへご相談ください。

### ●訪問を受けて利用するサービス

#### 介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴などの介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

※利用できるのは、原則要支援1・2の人に限ります

#### 基準緩和訪問型サービス(サービスA)

市が委託する事業所のホームヘルパーなど（市の定める研修修了者を含む）が自宅を訪問して、掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

#### 住民主体訪問型サービス(サービスB)

市に登録したサービス提供団体の住民ボランティアが、自宅を訪問して、掃除などの基本的な家事やごみ出し、庭の除草、外出の付き添いなどの生活援助を行います。

### ●施設へ通って利用するサービス

#### 介護予防通所介護相当サービス

日帰り、通所介護施設での入浴、食事などの介護や機能訓練を行います。

※利用できるのは、原則要支援1・2の人に限ります

#### 基準緩和通所型サービス(サービスA)

市が委託する事業所のデイサービスセンターなどで、体操など生活機能向上のための支援や、交流、生きがいづくりができる場を提供します。

#### 住民主体通所型サービス(サービスB)

市に登録したサービス提供団体の住民ボランティアが、地域のつなが

りの中で、体操などの介護予防、交流、生きがいづくりができる通いの場を提供します。

### 短期集中予防通所型サービス（サービスC）

市が委託する通所リハビリテーション事業所で、理学療法士などのリハビリテーション専門職が生活機能向上のための助言・指導を行います。

通所サービスに併せ、専門職による訪問サービスで在宅生活の助言・指導も行います。

## ◆低所得者の利用者負担の軽減◆

### 居住費（滞在費）、食費の軽減

施設に入所する（ショートステイを含む）市県民税非課税世帯などの人は、居住費（滞在費）、食費の軽減を受けることができます。軽減を受けるには手続きが必要です。

### 高額介護サービス費の払い戻し

1カ月の介護サービスに掛かった費用が一定の上限を超えた場合は、その超えた分が高額介護サービス費等として払い戻されます。該当する人には、介護・高齢福祉課からお知らせします。

### 高額医療合算介護サービス費の払い戻し

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に、同一世帯で医療保険と介護保険の両方のサービスを利用し、自己負担の合計（ただし、同一世帯において異なる医療保険に加入している人は合計されません）が一定の限度額を超えた場合、申請により高額医療合算介護サービス費等が支給されます。

### 社会福祉法人によるサービスの利用者負担の減額

県へ届け出た社会福祉法人によるサービスを利用した人は、利用者負担のうち原則25%が減額されます。施設入所の居住費、食費のほか、デイサービスの食費も減額の対象になります。減額を受けるには手続きが必要です。

### 利用者負担の減免

災害その他の理由で収入に著しい減少があり、費用の自己負担が困難な場合には、自己負担額が申請により減免されます。

## 介護保険料を納め忘れないようにお願いします

保険料を滞納していると、いったん介護サービスの費用を全額自己負担していただくことになったり、通常1割または2割の自己負担が3割になったりすることがあります。保険料を納付書で納める人は、納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

## 〈その他の高齢者福祉サービス〉

### おむつ支援事業

在宅でおむつを使用している要介護3以上の人を対象に、おむつなどの購入にかかる経費の一部を補助します。

### 家族介護慰労事業

次の条件を満たす高齢者を介護している家族に対して、介護慰労金

(10万円)を支給します。

- ①要介護4以上
- ②市民税非課税世帯
- ③1年間介護サービスを利用せず、入院もしていない(1年間に1週間程度のショートステイ利用・入院を除く)

### 訪問給食事業

心身の障害などで調理が困難な65歳以上の一人暮らし高齢者や、同居家族がいても家族が調理困難で見守りが必要な世帯の高齢者の自宅に、給食(昼・夕食)を届けます(日曜日、祝・休日、年末年始を除く)。

### 緊急通報装置の貸与

高血圧や心臓疾患などで突発的に助けが必要な65歳以上の一人暮らし高齢者(所得税非課税)などを対

象に、緊急通報装置を貸与します。

### 徘徊高齢者家族支援サービス

認知症により徘徊する恐れのある高齢者などで市民税非課税の人を対象に、徘徊を早期に発見するための探知機の購入費などを補助します。

### 障害者控除対象者などの認定

要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で障害者に準ずる状態にある人やその高齢者を扶養している人が、所得税法や地方税法による障害者控除を受けるときの認定書を交付します。

また、寝たきりでおむつを使用している人が要介護認定で一定要件を満たす場合は、医療費控除を受けるためのおむつ使用証明を交付することができます。



**障害者(児)福祉  
障害福祉課**

☎354-8171 FAX354-3016  
✉syougai Fukushi@city.yokkaichi.mie.jp

## 〈身体障害者手帳・療育手帳の交付〉

身体障害のある人には身体障害者手帳、知的障害のある人には療育手帳を交付しています。これらの手帳をお持ちの場合、等級によりさまざまな福祉サービスを利用することができます。

## 〈補装具費の支給(購入・修理)〉

障害を補うための補装具(義手、義足や補聴器など)の費用を支給します。

## 〈更生医療の給付〉

身体に障害のある人(18歳以上)に、その障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。

## 〈日常生活用具の給付〉

日常生活を容易にするためのストマ装具(蓄便・蓄尿袋)、紙おむつ、ベッドなどを給付します。

## 〈手話通訳者・要約筆記者の派遣〉

聴覚障害や音声・言語機能障害のある人に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

## 〈居宅サービス〉

### ●訪問を受けて利用するサービス

#### 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### 移動支援

全身性の肢体障害、知的障害のある人などが外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動を介助します。

### ●短期間施設に入所や通所をして利用するサービス

#### 短期入所

家庭で介護している人が病気などで一時的に介護できない場合に、施設などで短期間、介護を行います。

#### 日中一時支援

日中、活動の場として施設を提供し、一時的な介護や見守りなどの支援を行います。

### ●施設へ通って利用するサービス

#### 生活介護

昼間施設で介護を受けたり、創作的活動などを行ったりします。

#### 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識の習得および能力向上のための訓練を行います。

#### 就労継続支援

一般企業などへの就労が困難な人に働く場を提供し、知識の習得および能力向上のために必要な訓練を行います。

その他、グループホームや施設入所サービスなどがあります。

※介護保険サービスと共通するものについては、介護保険サービスを利用していただくことが原則となります。なお、各種の福祉サービス利用には所得に応じた利用者負担が必要です

## 〈障害者相談支援事業〉

障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、介護相談などを行います。

### (身体障害)

障害者自立生活支援センター  
かがやき

☎354-8450 FAX354-8426

### (精神障害)

障害者相談支援センター ソシオ

☎345-9016 FAX346-4643

障害者相談支援センター HANA

☎320-2761 FAX020-4664-1808

### (知的障害)

相談支援事業所 陽だまり

☎328-5881 FAX328-5882

相談支援事業所 ブルーム

☎329-5657 FAX329-5658

## 〈障害児福祉手当〉

### ◆受給者

著しい重度の障害のために日常生活において常時介護が必要な20歳未満の在宅の人(診断書による判定となります。所得制限あり)

### ◆支給月額

14,580円(平成29年4月分から)

## 〈特別障害者手当〉

### ◆受給者

著しい重度の障害のために日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の人（診断書による判定となります。所得制限あり）



### ◆支給月額

26,810円（平成29年4月分から）➤

## 〈重度障害手当〉

### ◆受給者

市内に在住する重度障害者（児）で身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの人（新たに申請する場合は申請日において満65歳未満の人）

### ◆支給月額 2,000円

## 〈障害者医療費助成〉

身体障害者手帳1～3級、知能指➤

数70以下（療育手帳A・B）、精神障害者保健福祉手帳1・2級（精神障害者保健福祉手帳2級の人は通院分のみ）を持ち、受給資格証（認定通知書）の交付を受けている人に医療費の自己負担額を助成します。ただし、交付には所得制限があります。

各手当の制度により、受給者または対象児が施設などに入所・入院している場合、手当の支給が制限されることがあります。

**市社会福祉協議会**  
☎354-8265 FAX354-6486  
✉y-syakyo@m5.cty-net.ne.jp

## 地域福祉課（☎354-8144）

### ●成年後見および日常生活自立支援に関すること

成年後見制度に関することや、高齢者や障害のある人で、日常生活における判断能力が不十分な人が、安➤

心して生活できるよう、必要な福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などの相談、支援を行います。

### ●ボランティアに関すること

ボランティア活動に参加したい人やボランティアの支援を必要としている人、福祉やボランティアについて学習したい人などを対象に、相談を行います。

### ●福祉総合相談室（☎354-2411）

福祉総合相談 月～金（祝・休日と年末年始を除く）8:30～17:15

## 四日市障害者就業・生活支援センター

「プラウ」(☎354-2550)

障害のある人の「働きたい気持ち」を応援します。就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、関係機関と連携しながら、働くためにはどうすればいいか、何が 필요한のか、日常生活についても一緒に考えて、支援を行います。

事業主の皆さんからの障害者雇用についての相談も行います。

**子ども・子育てに関すること**

## こども未来課

☎354-8069 FAX354-8061  
✉kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp

## 〈子育て支援センター〉

未就園の子どもを安心して遊ばせることができ、子育て中の仲間も見つけることができます。



市内19カ所に開設されている子育て支援センターでは、常時育児相談を受けています。また、保育士が常駐して、安全に遊べるよう遊びの環境を整えたり、日時を決めて、保健師・栄養士による相談や父親の子育て相談（よかパパ相談）を実施したりしています。予約不要で、利用は無料です。

詳しくは、こども未来課、または橋北子育て支援センター（☎332-4527）へお問い合わせください。➤

## 保育幼稚園課

☎354-8172 FAX354-6013  
✉hoikuyouchien@city.yokkaichi.mie.jp

## 〈保育園・認定こども園(保育認定)〉

保護者が仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができない場合に入園することができます。園によって対象年齢は異なりますが、0歳児から就学前までの子どもが通園しています。

また、早朝から夕方までお預かりする長時間の保育や、日曜日・祝日にお預かりする休日保育、そして保護者が仕事や病気のと きなどに利用できる一時保育などがあります。

## こども保健福祉課

☎354-8083 FAX354-8061  
✉kodomohokenfukushi@city.yokkaichi.mie.jp

## 〈児童手当〉

### ◆受給者

中学校卒業までの児童を養育している人 ➤

### ◆支給月額

0歳以上3歳未満…15,000円（一律）

3歳～小学校修了前…10,000円（第3子以降は15,000円）

中学生…10,000円（一律）

児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合…特例給付として月額一律5,000円

## 〈児童扶養手当〉

### ◆受給者

父母の離婚などにより、父または母と生活を共にしていない児童を監護している母か父、または児童を監護し生計を同じくする養育者。父または母が重度障害の場合も対象になります。（所得制限あり）

手当の対象は、満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童（特別児童扶養手当の対象児童は20歳未満まで）。受給者または対象児童が公的年金を受給できる場合は、お問い合わせください。

### ◆支給月額

児童1人の場合  
全部支給…42,290円 ➤

一部支給…9,980円～42,280円  
児童2人目…5,000円～9,990円  
3人目以降は1人増すごとに  
3,000円～5,990円加算

### 〈特別児童扶養手当〉

#### ◆受給者

身体障害者手帳1級から4級の  
一部、療育手帳AまたはB1程度に  
該当する20歳未満の障害者を養  
育している父もしくは母、または  
養育者。(診断書により受給できる  
場合もあります。所得制限あり)

#### ◆支給月額

1級(重度障害)…51,450円  
2級(中度障害)…34,270円

### 〈医療費の助成〉

■以下の①または②の医療保険適用  
分の自己負担額を助成します。た  
だし、所得制限があります。

- ①子ども医療費…中学校修了前ま  
での子どもの通院・入院が対象
- ②一人親家庭等医療費…18歳未  
満の児童を扶養している母子家  
庭の母子および父子家庭の父子  
ならびに父母のいない18歳未  
満の児童の通院・入院が対象。  
父または母が重度障害者の場合  
も対象となります

平成30年4月から、未就学児が  
市内の医療機関を受診した際は、  
窓口負担が無料となります。ただ  
し、所得制限があります。

#### ■不妊治療医療費

##### ①四日市市不妊治療医療費

治療にかかる医療費を助成しま  
す。ただし、所得・年齢に応じて  
助成額の算出方法が異なります。  
(所得制限・助成額上限あり)対象  
は、医療保険制度に加入している  
夫婦のうち、治療期間および申請  
日に四日市市に住民登録があり、  
市税を滞納していない夫婦です

##### ②男性不妊治療医療費

特定不妊治療に至る過程の一環  
として行われる精巣内精子生検採  
取法(TESE)、精巣上体内精子吸  
引採取法(MESA)、その他精子  
を精巣または精巣上体から採取す  
るための保険外診療で行った手術  
医療費を助成します(所得制限・  
助成額上限あり)。対象は、四日市  
市不妊治療医療費助成と同様の条  
件に該当する夫婦です

#### ③不育症治療医療費

2回以上の流産などの不育症治  
療について、指定医療機関での保  
険外診療分の医療費を助成します  
(所得制限・助成額上限あり)。対象  
は、四日市市不妊治療医療費助成  
と同様の条件に該当する夫婦です

#### ④三重県特定不妊治療医療費

指定医療機関で治療を受けた特  
定不妊治療(体外受精、顕微授精)  
にかかる医療費を助成します(所  
得制限・助成額上限あり)。治療開  
始時の年齢によって、助成を受け  
られる回数が異なります

### 〈医療費の給付〉

指定医療機関の医師が必要と認め  
た場合、その医療費(保険診療分)  
を給付します。

#### ■養育医療

出生時体重が2,000g以下または  
身体の発育が未熟であるために生  
活力が特に稀薄であり、一般状態  
などに異常を示すもののうち、入  
院を必要と認めた場合

#### ■育成医療

18歳未満の児童に対し、身体に障  
害がある、または治療を行わない  
と将来障害を残すと認められる疾  
患があり、確実な治療効果が期待  
できると認めた場合

#### ■小児慢性特定疾病医療

疾病ごとの認定基準を満たす場合  
(18歳未満の児童。ただし、18歳  
到達後も引き続き治療が必要で  
あると認められる場合は20歳未満)。  
入院時の食費2分の1補助あり。  
小児慢性特定疾病児童日常生活用  
具の給付対象の場合あり(別途申  
請が必要)。

### 家庭児童相談室

☎354-8276 FAX354-8061  
✉kodomo-hot@city.yokkaichi.mie.jp

子育て、ひとり親家庭など児童・  
家庭の相談をお受けします。相談に  
ついての秘密は厳守されます。

◆相談日時 月～金曜日(祝・休日と  
年末年始を除く)8:30～17:15

### 〈子育て支援ショートステイ〉

保護者の病気や出産などで、家庭  
で子どもの面倒を見られないとき、  
一時的に24時間体制で預かります。  
(7日以内。有料)

### ひとり親家庭などへの貸し付け・ 自立支援のための給付

ひとり親家庭や寡婦の自立への援  
助や児童福祉の増進のための貸し付  
け制度があります。詳しくは、家庭  
児童相談室へ。

この他、奨学資金制度もご利用く  
ださい。

#### ◆問い合わせ

市奨学会奨学資金…教育総務課  
(☎354-8236)、日本学生支援機  
構…在学中の高校や大学

### こども発達支援課

☎354-8064 FAX354-8102  
✉kodomohattatsu@  
city.yokkaichi.mie.jp

子どもの発達について、共に考え、  
必要に応じて関係機関などと連携を  
図りながら、支援をしていきます。  
相談についての秘密は厳守されます。

◆相談日時 月～金曜日(祝・休日と  
年末年始を除く)8:30～17:15

### 児童通所支援サービス利用の ための手続きを行っています

児童通所支援とは、発達支援の必  
要な児童が、下記のサービスの中か  
ら必要とするサービスを利用するた  
めの制度です。

#### ◆対象者

身体障害、知的障害、精神障害  
(発達障害を含む)などのため、通  
所による療育などの支援が必要な  
18歳未満の人

#### ◆サービスの種類

- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・児童発達支援

### 子どもの虐待防止 ホットラインよっかいち (☎353-5110)

一人で悩んでいる保護者や子ども、  
「もしや虐待」と気付いた人などから  
の相談に、電話で応じます。相談は  
無料で、秘密は厳守されます。

#### ◆相談日時

月～金曜日(祝・休日と年末年始  
を除く)8:30～17:15

### 虐待かもと思ったら ☎189(いちはやく)へ

児童相談所全国共通ダイヤルで、  
お近くの児童相談所につながります。

## 【在宅介護支援センター・地域包括支援センター一覧】

	施設名	電話・FAX	所在地	担当地域
北	富洲原 在宅介護支援センター	☎ 366-2600 FAX 364-0306	〒510-8016 富洲原町2-80	富洲原 (天力須賀以外)
	天力須賀 在宅介護支援センター	☎ 361-5361 FAX 361-5362	〒510-8001 天力須賀四丁目7-25	富洲原 (天力須賀)
	ヴィラ四日市 在宅介護支援センター	☎ 363-2882 FAX 361-4440	〒510-8037 垂坂町8-2	大矢知
	羽津 在宅介護支援センター	☎ 334-3387 FAX 334-3377	〒510-0016 羽津山町10-8	羽津
	海蔵 在宅介護支援センター	☎ 333-9837 FAX 333-9830	〒510-0803 阿倉川町14-16	海蔵
	ハピネスやさと 在宅介護支援センター	☎ 366-3301 FAX 366-3302	〒512-8065 千代田町325-1	八郷
	諸朋苑下野 在宅介護支援センター	☎ 338-3005 FAX 338-3008	〒512-8052 西大鐘町1580	下野
	聖十字保々 在宅介護支援センター	☎ 339-7788 FAX 339-7211	〒512-1304 中野町2492	保々
	富田 在宅介護支援センター	☎ 365-5200 FAX 365-5208	〒510-8008 富田浜町17-5	富田
	中	みなと 在宅介護支援センター	☎ 357-2110 FAX 359-6612	〒510-0042 高砂町7-6
ユートピア 在宅介護支援センター		☎ 355-2573 FAX 355-3576	〒510-0821 久保田二丁目12-8	共同、浜田 久保田一・二丁目
川島 在宅介護支援センター		☎ 322-3613 FAX 322-3614	〒512-0934 川島町4040	川島
かんだぎ 在宅介護支援センター		☎ 327-2223 FAX 327-2228	〒512-0924 寺方町986-4	神前
くぬぎの木 在宅介護支援センター		☎ 327-2267 FAX 327-1160	〒512-1204 赤水町1274-14	県
桜 在宅介護支援センター		☎ 326-6618 FAX 326-7557	〒512-1212 智積町34-1	桜
陽光苑 在宅介護支援センター		☎ 333-4622 FAX 334-7841	〒512-0913 西坂部町1127	三重
橋北楽々館 在宅介護支援センター		☎ 334-8588 FAX 334-8589	〒510-0032 京町15-26	橋北
南	しおはま 在宅介護支援センター	☎ 349-6381 FAX 349-6382	〒510-0863 大字塩浜471-2	塩浜
	くす 在宅介護支援センター	☎ 398-2001 FAX 397-6861	〒510-0103 楠町北五味塚1450-1	楠
	常磐 在宅介護支援センター	☎ 355-7522 FAX 355-7590	〒510-0824 城東町3-22	常磐 (久保田一・二丁目除く)
	日永 在宅介護支援センター	☎ 347-9977 FAX 347-6661	〒510-0885 大字日永5530-23	日永
	四郷 在宅介護支援センター	☎ 322-1761 FAX 322-1769	〒510-0943 西日野町4015	四郷
	うつべ 在宅介護支援センター	☎ 348-3988 FAX 348-7761	〒510-0954 采女町418-1	内部
	南部陽光苑 在宅介護支援センター	☎ 347-7336 FAX 347-7338	〒510-0874 河原田町2146	河原田
	小山田 在宅介護支援センター	☎ 328-1814 FAX 328-2682	〒512-1111 山田町5570-1	小山田
	水沢 在宅介護支援センター	☎ 329-3553 FAX 329-3554	〒512-1105 水沢町1990-1	水沢
包括	四日市市北 地域包括支援センター	☎ 365-6215 FAX 365-6216	〒510-8008 富田浜町26-14	市内北部
	四日市市中 地域包括支援センター	☎ 354-8346 FAX 354-8326	〒510-0093 本町9-8 本町プラザ4階	市内中部
	四日市市南 地域包括支援センター	☎ 328-2618 FAX 328-2980	〒512-1111 山田町5570-4	市内南部